

○中部地方整備局告示第百二十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年九月三十日

中部地方整備局長 茅野 牧夫

第1 起業者の名称 岐阜県

第2 事業の種類 一般国道417号地すべり対策事業（岐阜県揖斐郡揖斐川町櫛原字村平及び同町塚字カン土段地内）

第3 起業地

- 1 収用の部分 岐阜県揖斐郡揖斐川町櫛原字村平及び塚字カン土段地内
- 2 使用の部分 岐阜県揖斐郡揖斐川町櫛原字村平及び塚字カン土段地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岐阜県揖斐郡揖斐川町櫛原字村平及び塚字カン土段地内の延長193mの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道417号地すべり対策事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受けた災害復旧事業である。

道路法第13条第1項の規定では、国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理は、政令で指定する区間内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行うこととされているところ、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないことから、岐阜県が管理を行うものである。

よって、起業者である岐阜県は、本件事業を遂行する十分な意志と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道417号（以下「本路線」という。）は、岐阜県大垣市を起点とし、揖斐郡揖斐川町、福井県今立郡池田町、越前市及び鯖江市等を経由して福井県南条郡南越前町に至る延長151.0kmの幹線道路である。

本路線では、岐阜県と福井県との県境における本路線唯一の交通不能区間を解消する冠山峠道路の事業が進められており、岐阜・福井両県間の連携や交流を支える上で大きな役割を担うことが期待されている。

しかしながら、徳山ダムの湖岸を通過する本件区間は、ダム湖水面から急峻な地形であり、地すべりや斜面崩壊が生じやすい脆弱な地質であることから、道路面及び斜面に地すべりの変状を示すひび割れ、崩壊が生じ、現時点でもダム湖側に向い継続的な地すべりの兆候があり、極めて危険な状況である。そのため、現在、片側1車線の通行規制が実施されている。

本件事業の完成により、山側斜面の土砂や岩塊の除去を行い、地すべりを防止することから、安全な道路交通の確保に寄与し、長期の交通規制による社会経済活動への影響が解消されるものである。

加えて、前述の岐阜県と福井県との県境で進められている冠山峠道路については、今年度から岐阜県側からもトンネル掘削が予定されており、当該工事車両の通行に支障がなくなり、当該工事進捗上の隘路が解消されることになる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるため、環境影響評価を実施していない。しかしながら、本件区間周辺には騒音・振動及び大気質の影響を受ける住居等が存在しないことから、影響はないと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者が、近隣において行われた環境影響評価結果を基に現地調査を行ったところ、重要な動物・植物は見受けられなかった。

なお、本件区間内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受けた災害復旧事業であり、本件区間の安全な道路交通の確保を目的として、山側斜面の土砂や岩塊の除去を行い、地すべり防止をするものであり、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件事業計画の決定にあたっては、まず第一段階検討として切土案、盛土案、アンカー案及び道路バイパス案の比較を行い、地すべり滑動の低減効果が高く経済的な切土案を基本工法として第二段階検討を行った。切土案としては、排土工+溝掘工（申請案）と、排土工+抑止杭工2案の計3案について比較検討が行われている。申請案と他の案とを比較すると、取得面積が少ない上、施工性の問題がなく、事業費は最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件区間では、道路面及び斜面に地すべりの変状を示すひび割れ、崩壊が生じ、通行規制が実施されていることなどから、できるだけ早期に安全な道路交通の確保し、交通規制による社会経済活動への影響を解消する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岐阜県揖斐郡揖斐川町役場